

§ 番外編 悪口／ヘイトスピーチの分析による言語行為論の再構築の探究

1、悪口、差別発言、ヘイトスピーチの分析

(1) 悪口、差別発言、ヘイトスピーチなどの区別

- ・悪口と差別発言は次のように区別できるだろう。悪口は、ある個人、集団、組織などを貶める発話である。それに対して、差別発言は、ある個人を、あるカテゴリーに属するものとして、貶める発話である、あるいはそのカテゴリーに属する人を一般的に貶める発話である。
- ・差別発言はヘイトスピーチは次のように区別できるだろう。ヘイトスピーチは、差別的憎悪表現と訳されることもあるように、差別的な発言であるだけでなく、相手に対する憎悪を込めて発話される。したがって、ヘイトスピーチが差別し憎悪する相手は、発話の受け手である。これに対して、差別発言は、受け手に向けて行われる場合もあるが、第三者に向けて行われる場合もある。また差別発言には、憎悪が含まれていない場合があり、話し手が差別を意図することなく発話してしまっている場合もある。
- ・悪口の場合にも同様の区別が可能である。直接にその当の個人に向かって憎しみを込めて言われる悪口は、「罵倒」「罵り」と呼ばれる。それに対して、聞き手ではなくて第三者について悪口が語られる場合がある。

(2) 悪口／ヘイトスピーチ分析による言語行為論分類の見直しへ向けて

(i) サールによる言語行為の分類

まず議論の前提として、サールの言語行為論をごく簡単に振り返っておきたい。

彼は次の4つの言語行為を区別する。

- (a) 発話行為(utterance act)=語(形態素、文)を発話すること
- (b) 命題行為(propositional act)=指示と述定を遂行すること
- (c) 発話内行為(illocutionary act)=陳述、質疑、命令、約束、などを遂行すること
- (d) 発話媒介行為(perlocutionary act)=発話内行為という概念に関係を持つものとして、発話内行為が聞き手の行動、思考、信念などに対して及ぼす帰結(consequence)または結果(effect)という概念が存在する。(1)たとえば、
  - 何事かを論ずることによって、何かを説得し、納得させる。
  - 警告を与えることによって、恐がらせたり、警戒心を起こさせる。
  - 依頼を行うことによって、何事かを行わせる。
  - 情報を伝達することによって、納得させ、啓蒙し、教化し、励まし、自覚させせる。

(ii) 悪口は、表現型発話にとどまらない。

悪口やヘイトスピーチの発話内行為は、表現型に近いように思われる。表現型は、「おめでとう」「お悔やみ申し上げます」のような発話である。その発話の適合の方向は $\phi$ であり、話し手の心的状態を表現する。では、悪口やヘイトスピーチは、表現型発話だろうか。

<表現型の悪口>

「表現型発話とは、聞き手のある状態についての話し手の感情を語る発話である」

「結婚おめでとう」「お悔やみ申し上げます」「ご愁傷さまです」

これとよく似た、表現型の悪口は存在する

「ざまあみろ」「卑怯だ」

<表現型でない悪口>

悪口には、表現型に当てはまらないものがある。第三者に関する悪口は、「彼が失敗して、ざまあみろだ」「彼は卑怯だ」サールの定義する表現型に属さない。では、この定義を拡張して「表現型発話とは、あることがらについての、話し手の感情を語る発話である」とすれ

ばよいだろうか。この場合には、「彼が失敗して、残念です」と同様に、上記の悪口も、表現型に含めることができる。

しかし、表現型発話は<適合の方向をもたない>とする限り、ある種の悪口はこれに属さない。

#### <適合の方向のある悪口>

評価だけでなく、記述的な意味（語を世界に合わせる）の悪口

「ハゲ」「デブ」「あなたは嘘つきだ」「

評価だけでなく、命令的な意味（世界を語に合わせる）の悪口

「地獄におちろ」「死ね」

### (iii) 悪口は主張型、行為指示型、行為拘束型、表現型、宣言型のすべてにみられる。

主張型「ハゲ」

行為指示型「死ね」

行為拘束型「許さないぞ」「怒るぞ」

表現型「ざまあみろ」

宣言型「偽善者」

ここから帰結することは、悪口を言うことは、発話内行為ではないということである。ではそれは何だろうか？

### (iv) 和泉さんの差別表現の説明

（以下は、世界哲学の日記念ワークショップ「哲学で考える「悪口/ハイトスピーチ」」（2016年11月26日、大阪大学文学部中庭会議室）での和泉悠さんの発表に基づくものです。参照：Jason Stanley, *How Propaganda Works.*）

・差別表現「ジャップ」は、「Kさんはジャップですか？」や「Kさんはジャップではない」も差別的な発言にする。それは共通背景(common ground) (Stalnaker) を認めることになってしまうからである。

・「共通背景」とは

「君は喫煙のやめたのか」に「はい」と答えても、「いいえ」と答えても、相手が喫煙していたことごとになってしまう。この質問は、それが成り立つための一定の「前提」を持ち、それに通常の仕方では答えることは、返答者もまた、その前提を引き受けることになる。これは、これに続く会話の共通背景となる。差別語を用いた発言は、不当なランク付けを「交渉の余地なく押し付ける」。

（入江補足：Strawsonが主張した言明の「意味論的前提」を批判して、Stalnakerは「語用論的前提」を主張する。Strawson, 'On Referring' in *Mind*, 1950; Stalnaker, 'Presupposition' p. 447; Stalnaker 'Pragmatic Presupposition.'）

・共通背景が差別的であれば、差別語を用いなくても、差別表現ができる。例えば、「Kですら試験に受かった」「女なのに数学ができる」がそうである。ここでは、「でも」「なのに」「のくせに」「ですら」などが不当なランク付けをもつ共通背景を作り出している。そのような発言が、「不当なランク付け」を押し付けてしまう。

・さらに、言語を用いなくても、鼻をつまむ、逃げる、無視する、などの行為で差別できる（会場での鈴木氏の指摘）。

・差別語を用いた発話は、どのような発話内行為の発話であっても、不当なランク付けを前提しており、前提を受け入れさせる力を持つ。なぜなら、差別語を用いた発言に対して、それを否定しても、それを肯定しても、それについて問う場合も、差別語を有意味な語として受け入れることになり、その限りで、差別を受け入れることになるからである。

(以上が和泉さんの発表から、私がくみ取った点です。)

これは、私たちは、通常の仕方でも語を使用する限り、語が有意味であることを、受け入れることになることを示している大変重要な指摘である。そうすると、差別語を批判しようと思えば、その語の使用ではなくて、その語の存在そのものを批判しなければならず、その語の有意味性そのもの、その語の存在そのものを批判しなければならない、ということになる。

差別語は、語の意味そのものに問題があるので、それをどのように使用しても問題が生まれる。したがって、その語の使用をやめるしかない。そのためには、差別語の意味に問題があることを指摘し、合意する必要がある。そのためには、差別語の意味について問うことが必要になる。そのためには、差別語を「使用する」のではなくて、差別語に「言及する」必要がある。